保

健

哥

HJ

## 9月10日は下水道の日です

都市整備課 内線 288 1階 6 番窓口



しても

願いします。 いる方はすみ いる方ははみ

開始かい

増改築をされる場合は、 ら3年以内に接続をお願

施工すると、 排水を雨水

うことができます。将来下水道への接続が経

公共下水道の役割

水道は大切な財産で

は町民のみなさま

大切な財産です。

ださ

水道事業へ

0)

ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願事を進めています。工事にあたって交逐下水道を利用できる区域を広げるため

をお願いします。って交通規制等、いるために毎年工

るため

下水道へ接続前

ご理解ご協力をお 大切に正しく使用 『下水道』

都市整備課

1階 **5**番窓

い合わせ

下水道へ接続後 ださい。 
はなるため、水環境が改善され、魚や小鳥の住む 
豊かな自然が守れます。 
豊かな自然が守れます。 
また、河川や海にも排水が直接流れることがな 臭いもなくなり街がきれいになります。衛生的になり、蚊やハエ等の発生が減らの排水は公共下水道に流れるため、門下水道へ接続すると家庭や工場・事業 発生が減少し 事業所 側溝が



か



下水道へ接続後

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 12 項、住民基本台帳の一部 の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住 民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をお知らせします。

◆閲覧期間 令和2年4月1日~令和3年3月31日

住民課 内線 249 1階 1 番窓口

閲覧の 年月日	申出者氏名	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る 住民の範囲
令和 2 年 7 月 8 日	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	朝日新聞社 マーケティング本部 マーケティング部	新聞および Web 利用に関する総合調査(くらしと情報についてのおたずね)	南山名地区
令和 2 年 7 月 21 日	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	総務省 大臣官房総括審議官	「通信利用動向調査」	町内全域
令和 2 年 9 月 1 日	株式会社 RJCリサーチ 代表取締役 守住 邦明	国立病院機構 久里浜医療センター	「ギャンブル等依存症の実態 に係る調査・研究事業」	高雄地区
令和3年 1月21日	株式会社 サーベイリサーチセンター 名古屋事務所長 水口 行雄	国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所	「河川環境整備事業に関する アンケート調査」	町内全域

## 家の中の安全対策をしておく

大規模地震発生時には「家具は必ず倒れるもの」と考えて、家具の固定を行い、家具の向きや配置を工 夫しましょう。地震対策補助金(最大1万円の補助)もご活用ください。

## 避難情報を5段階の「警戒レベル」でお知らせします

大雨などによる災害の危険度をわかりやすく伝えるため、下記の5段階の「警戒レベル」を用いた避難情 報等の運用が開始されています。情報を正しく理解し、警戒レベルに応じた適切な避難行動をとりましょう。 なお、令和3年5月20日から、避難指示(緊急)と避難勧告は避難指示に一本化されました。

警戒レベル ※1	避難行動等	避難情報等
警戒レベル <b>5</b> (災害発生)	すでに災害が発生しています。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	緊急安全確保 ※ 2 (町が発令)
警戒レベル <b>4</b> (全員避難)	速やかに避難場所へ避難しましょう。避難場所までの 移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、 自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 ※3 (町が発令)
警戒レベル <b>3</b> (高齢者等は避難)	避難に時間を要する方(高齢者、障害のある方、 乳幼児等)とその支援者は、避難しましょう。 その他の方は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 (町が発令)
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行 動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)
警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (警報級の可能性) (気象庁が発表)

- ※1 警戒レベル1~5の順番で発表されるとは限りません。
- ※2 警戒レベル5 (緊急安全確保) は、市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、 必ず発令されるものではありません。
- 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令いたします。

## 母子・父子家庭医療費支給事業の所得制限について

住民課 内線 247 1階 1 番窓口

令和元年8月1日より母子・父子家庭医療に所得制限を設けております。令和3年10月31日までは 下記表のとおりとなりますが、令和3年11月1日以降は児童扶養手当の所得制限額を準用します。

令和 2 年 11 月 1 日~令和 3 年 10 月 31 日	令和 3 年 11 月 1 日~
児童扶養手当の所得制限を超過しており 所得が 300 万円以上	児童扶養手当の所得制限を準用

(単位:円)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当 所得制限額	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

※扶養親族等 1 人につき 38 万円加算